

# 横浜保育室のご案内



<平成28年度版>

「横浜保育室」は、児童福祉法に定めた保育所(いわゆる認可保育園)ではありませんが、横浜市が独自に設けた基準(保育料・保育環境・保育時間など)を満たしており、市が認定し助成している認可外保育施設のことです。利用者には**保育料の軽減制度**や**きょうだい減免制度**があります。

※平成27年度より、横浜保育室を利用する場合は、支給認定申請が必要です。

## どんな施設なの？

保育環境	<ul style="list-style-type: none"><li>●3歳未満のお子さんを助成対象とした施設です(3歳以上児の受入れを行っている施設もあります)</li><li>※横浜保育室の卒園予定者が、認可保育所に入所申込みされた場合は、入所の選考の際に優先順位を高くしています。</li><li>●3歳未満のお子さんおおむね4人に1人、保育従事者を確保しています。</li><li>●全施設で施設内調理の給食を実施しています。</li><li>●幼稚園に併設されている施設もあります。</li></ul>
保育料	<ul style="list-style-type: none"><li>●3歳未満のお子さんの保育料は、<b>58,100円を上限</b>(基本保育時間)に施設が独自に設定しています。</li><li>また、基本保育時間にかかるそれ以外の徴収は原則ありません。</li><li>※一定の所得以下(支給認定決定通知書の負担区分が【D14階層】以下、判定税額が【228,900円】以下)の3歳未満児について、保育料を<b>最大50,000円</b>軽減します。</li><li>●横浜保育室・認可保育所・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・幼稚園等を利用するきょうだいがいる場合、3歳未満児は月額<b>18,000円(第3子は全額)</b>、3歳児は月額<b>9,450円</b>保育料が減額されます。</li><li>●消費税は非課税です。ただし、その他の実費負担等は課税の場合があります。</li></ul>
開所	<ul style="list-style-type: none"><li>●平日7:30~18:30、土曜日7:30~15:30 が基本開所時間です。</li><li>●延長保育、早朝保育および休日保育を行っている施設もあります。</li><li>●日曜、祝日、休日、年末年始(12/29~1/3)以外は、原則開所しています。</li></ul>

## どんな人が利用できるの？

- ◆助成対象児童となるのは、横浜市在住で月16日・1日4時間以上就労している等、保護者がお子さんを保育できない場合です。(認可保育所の入所要件と同様です)
- ◆「一時保育」を実施している施設もあります。パート就労・病気・冠婚葬祭・その他私的理由などで一時的に保育できない場合に利用できます。

※平成27年度より、川崎市民の方も利用できます。詳しくは【川崎市民向け 横浜保育室の利用案内】をご覧ください。

## 申込み方法は？

- 施設との直接契約になります。保育料・保育内容等をよく確認して、保護者の方が施設に直接お申し込みください。
- 施設所在地や施設の連絡先については、横浜市子ども青少年局のホームページ <http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/> でご確認ください。

## 支給認定申請は？

- ◆ 保育の必要性や、保育料を確認するための申請です。申請書を市(区)で確認後、「支給認定証」及び「支給認定決定通知書」が申請者に送付されます。横浜保育室を利用する場合、「支給認定証」の提示が必要です。
- ◆支給認定申請に必要な書類は、横浜保育室にて配布しています。
- ◆横浜保育室以外にも認可保育所などの利用申込をされる場合は、認可保育所の利用申請書とともに支給認定申請書も提出しますので、横浜保育室の支給認定申請を提出する必要はありません。

## 横浜保育室制度のお問合せ先

■ 各区福祉保健センターこども家庭支援課

■ 横浜市こども青少年局保育・教育運営課

区名	所属	住所	電話
鶴見区	鶴見区役所こども家庭支援課	鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1816
神奈川区	神奈川区役所こども家庭支援課	神奈川区広台太田町3-8	045-411-7113
西区	西区役所こども家庭障害支援課	西区中央1-5-10	045-320-8472
中区	中区役所こども家庭支援課	中区日本大通35番地	045-224-8172
南区	南区役所こども家庭支援課	南区浦舟町2丁目 33 番地	045-341-1149
港南区	港南区役所こども家庭支援課	港南区港南中央通10-1	045-847-8498
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区役所こども家庭支援課	保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6397
旭区	旭区役所こども家庭支援課	旭区鶴ヶ峰一丁目4-12	045-954-6173
磯子区	磯子区役所こども家庭支援課	磯子区磯子3-5-1	045-750-2435
金沢区	金沢区役所こども家庭支援課	金沢区泥亀2-9-1	045-788-7795
港北区	港北区役所こども家庭支援課	港北区大豆戸町26-1	045-540-2280
緑区	緑区役所こども家庭支援課	緑区寺山町118	045-930-2331
青葉区	青葉区役所こども家庭支援課	青葉区市ヶ尾町31-4	045-978-2428
都筑区	都筑区役所こども家庭支援課	都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2463
戸塚区	戸塚区役所こども家庭支援課	戸塚区戸塚町157-3	045-866-8467
栄区	栄区役所こども家庭障害支援課	栄区桂町303-19	045-894-8463
泉区	泉区役所こども家庭障害支援課	泉区和泉町4636番地2	045-800-2413
瀬谷区	瀬谷区役所こども家庭支援課	瀬谷区二ツ橋町190番地	045-367-5782
こども 青少年局	こども青少年局保育・教育運営課	中区港町1-1	045-671-2427



# 横浜保育室 保護者負担軽減制度のご案内

この制度は、横浜保育室に通う横浜市内在住の児童の保育料を軽減する制度です。軽減を受けるには、必要書類をご用意いただき、各横浜保育室に申し出てください。

(軽減前の保育料については各横浜保育室が独自に設定しています。)

## 軽減の対象は？

保育が必要な3歳未満の児童\*1のうち、支給認定決定通知書\*2の負担区分がA階層からD14階層である横浜市内在住の世帯が対象となります。

※1 月の初日現在に在園する場合、対象となります。年齢については各年度の4月1日の満年齢です。

※2 横浜市民が横浜保育室を利用する場合は支給認定申請が必要です。申請後、送付される支給認定決定通知書をご確認の上、各横浜保育室にご提示ください。(認可保育所や小規模保育事業等の利用申請をされた方は、同時に支給認定申請をさせていただいておりますので、改めて申請して頂く必要はありません。)

## 必要な書類は？

支給認定決定通知書及び横浜保育室から配布される軽減助成利用申込書を、横浜保育室に提示してください。

## 軽減される金額は？

支給認定決定通知書の負担区分に応じて、次のとおり、軽減額が異なります。保育料の下限額を超える月極保育料が軽減されます。また、第2子多子減免(18,000円・裏面参照)との併用もできます。

各助成区分ごとに、月極保育料下限額を超える額と軽減助成額(上限)を比較し、いずれか少ない額を助成する。

区分	支給認定決定通知より [階層区分]市民税の範囲	軽減助成額 (上限)	月極保育料			
			第1子		第2子	
			上限額 (58,100円)	下限額	上限額 (40,100円)	下限額
保育料軽減助成 ア	[D14]228,900円以下 [D12]174,901円以上	10,000円	48,100円	38,100円	30,100円	20,100円
保育料軽減助成 イ	[D11]174,900円以下 [D9]120,601円以上	20,000円	38,100円	28,100円	20,100円	10,100円
保育料軽減助成 ウ	[D8]120,600円以下 [D6]77,101円以上	30,000円	28,100円	18,100円	10,100円	5,100円
保育料軽減助成 エ	[D5]77,100円以下 [D3]48,601円以上	第1子 40,000円 第2子 35,000円	18,100円	8,100円	5,100円	3,100円
保育料軽減助成 オ	[D2]48,600円以下 [A]0円	第1子 50,000円 第2子 37,000円	8,100円	5,000円	3,100円	0円

【例1】第1子(2歳)、負担区分はD10階層(イ区分)、保育料は58,100円の場合…〔軽減額は?〕〔負担額は?〕

〔軽減額は?〕: 月極保育料 58,100円 - [D10]下限額 28,100円 = 30,000円①

30,000円① > [D10]軽減額 20,000円となり、少ない方の額 20,000円が軽減額です。

〔負担額は?〕 月極保育料 58,100円 - 軽減額 20,000円 = 38,100円が負担額となります。

【例2】第1子(2歳)、負担区分はD10階層(イ区分)、保育料は40,000円の場合…〔軽減額は?〕〔負担額は?〕

〔軽減額は?〕: 月極保育料 40,000円 - [D10]下限額 28,100円 = 11,900円①

11,900円① < [D10]軽減額 20,000円となり、少ない方の額の 11,900円が軽減額です。

〔負担額は?〕: 保育料 40,000円 - 軽減額 11,900円 = 28,100円が負担額となります。

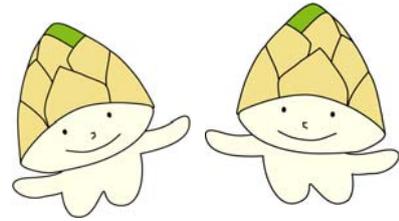
【例3】第2子(2歳)、負担区分はD10階層(イ区分)、保育料は40,000円の場合…〔軽減額は?〕〔負担額は?〕

〔軽減額は?〕: 月極保育料 40,000円 - 第2子減免 18,000円 - [D10]第2子下限額 10,100円 = 11,900円②

11,900円① < [D10]軽減額 20,000円となり、少ない方の額の 11,900円が軽減額、18,000円が第2子減免額です。

〔負担額は?〕: 保育料 40,000円 - 第2子減免 18,000円 - 軽減額 11,900円 = 10,100円が負担額となります。

# きょうだい児多子減免



## 減免の対象は？

横浜保育室に入所する保育を必要とする3歳以下の児童のうち、同一世帯から2人以上の就学前児童が、横浜保育室、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、幼稚園等\*を利用している世帯が対象となります。施設は市内、市外を問いません。

\* 上記施設のほか、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部及び児童発達支援及び医療型児童発達支援を含みます。

## 必要な書類は？

以下のア、イ、両方の書類を横浜保育室に提出してください。

ア 在籍していることの証明として利用施設の利用料通知書もしくは利用施設が証明する在籍証明書

イ 横浜保育室から配布される多子減免利用申込書

## 減免される金額は？

### 【3歳未満】

横浜保育室に在園する児童の年齢が2番目の場合 : 月額18,000円

横浜保育室に在園する児童の年齢が3番目以上の場合 : 月額保育料全額

### 【3歳児】

横浜保育室に在園する児童の年齢が2番目以上の場合 : 月額9,450円

〔横浜保育室に通う児童のきょうだい児多子減免額〕

	1人目の児童	2人目の児童	3人目の児童
0歳児	減免なし	18,000円	保育料全額
1歳児	減免なし	18,000円	保育料全額
2歳児	減免なし	18,000円	保育料全額
3歳児	減免なし	9,450円	9,450円
4歳児	減免なし	減免なし	減免なし
5歳児	減免なし	減免なし	減免なし



児童の年齢は4月1日時点の年齢になります。